

# 在宅で生活されている方への手当や控除のお知らせ

## 【特別障害者手当】

在宅で生活する重度の障害がある20歳以上の方で、日常生活において常時介護を必要とするような状態が3か月以上継続している場合に申請できます。1人につき月額27,300円が支給されます。

ただし、入院期間が3か月を超えた場合または施設に入所した場合には支給が停止されます。

## 【要介護認定を受けている方の障害者控除】

障害者手帳をお持ちでない方でも、基準日(毎年12月31日)に介護保険の要介護認定(要介護1～5)を受けている65歳以上の方は、所得税や住民税(町県民税)の申告の際に障害者控除または特別障害者控除の対象となる場合があります。

この控除を受ける場合は「障害者控除対象者認定書」が必要です。発行を希望する方は、町民福祉班で手続きを行ってください。

## 【おむつに係る医療費控除】

傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合には、医師が必要と認めたおむつ代について、医療費控除を受けることができます。

### ○初めて控除を受ける場合

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要になります。

### ○2年目以降で引き続き控除を受ける場合

要介護認定を受けている方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」または町が発行する証明書でも手続きができます。町証明書の発行を希望する方は、一定の要件を満たしている必要がありますので事前にご相談ください。

■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班(TEL29-3925)  
福祉課まると支援班地域包括支援センター(TEL29-2950)

## 1月のかようカフェのご案内

認知症や健康などの不安を専門スタッフに相談することができます。

【時間】 1月17日(火) 10時～11時

【会場】 セパーム2階多目的ホール

※はっぴいポイントカードの対象事業です。

※会場がセパームとなりますのでご注意ください

※感染状況で変更となる場合があります。



12月は国際交流員のブレットさんのお話でした♪

## 男性を対象とした運動機能向上事業 KABU筋男塾3期生を募集！

筋力トレーニング等で運動機能向上を目指す男性を対象とした事業です。4か月間で、あなたに合うトレーニングを理学療法士等が指導し、活力ある生活をサポートします。ご希望の方は、下記までお申込みください。

【日時】 2月3日(金)から5月26日(金)まで  
毎週金曜日 10時～11時30分

【会場】 交流センターセパームトレーニングルーム  
(内容により変更あり)

【費用】 500円/月

【定員】 10人※5分以上連続歩行可能な男性が対象です。



12月23日の2期生と卒業生自主サークル「男組」交流会の様子

■申込み・お問い合わせ先 小坂町社会福祉協議会[担当：村木](TEL29-3221)  
町地域包括支援センター(TEL29-2950)